

第9条 教員

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

本条の趣旨

第9条は、学校教育の直接の担い手である教員について、その性格、使命、職責等を規定するものである。

教員は、教育を受ける者との人格的な触れ合いを通じ、単なる知識、技術の伝達にとどまらず、教育を受ける者の人格の完成を目指してその育成を図る役割を担うものであり、学校教育の成否は、教員の資質によるところが大きい。このため、教員が、常にその使命を自覚し、不断に自らの資質向上に努めることが必要であり、旧法第6条第2項の規定を基本的に引き継ぎつつ、新たに独立して「教員」の条が設けられたものである。

第9条の概要

第1項においては、教員が自己の使命を自覚してその職責の遂行に努めるとする旧法の規定を引き継いだ上で、保護者や国民の期待にこたえるためには、まず教員自身が自らの使命を十分に自覚し、その職務に当たることが不可欠であることから、教員は改めてその重要な使命を深く自覚する必要があることをより明確にするため、「自己の崇高な使命を深く自覚し」とされた。同時に、教員がその使命を全うするためには、自ら不断に資質の向上に努力すること、すなわち、教員自身による研究と修養が不可欠である。このことを教育基本法上明確にするため、新たに「絶えず研究と修養に励むことが必要である旨の規定が加えられた。

第2項においては、旧法に引き続き、教員の身分の尊重と待遇の適正を規定しつつ、第1項で教員自身に研究と修養に努める義務が規定されたことを受け、それとの表裏一体の関係として、任命権者等にそれを奨励し、充実させることを求めるとともに、養成段階の施策の充実を求めることを明確にするため、「養成と研修の充実が図られなければならない」旨の規定が加えられた。

【参考】旧教育基本法（昭和22年法律第25号）

第6条（学校教育）（略）

- ② 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

ポイント解説



法律に定める学校の教員

第6条第1項に規定する「法律に定める学校」と同義である。学校教育法第1条で定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の教員を対象とするものであり、国立、公立、私立の別を問わない。



自己の崇高な使命を深く自覚し

「自己の使命」とは、教育の目的や目標を目指した学校教育の円滑かつ適切な実現のために果たすべき教員としての責務をいうものである。また、「自己の使命の自覚」とは、教員自らが果たすべき責務がどのようなものであり、それがいかに重要なものであるかを自ら意識し、認識し、理解することをいう。

教員の使命は、教育の本質が、単なる知識や技能の伝達にとどまらず、教員と児童生徒との人格的な触れ合いにあり、それを通じて児童生徒の中に潜在する能力を発展させるとともに、児童生徒の人生に大きな影響を与えるものであるという職務それ自体に由来するものであり、教育の直接の担い手である教員は、絶えず自らの崇高な使命を十分に、深く自覚し、職務に当たらなければならないことが規定されている。



絶えず研究と修養に励み

教育の本質は、教員と児童生徒の人格的な触れ合いにあり、単なる知識、技術の伝達にとどまらず、教育を受ける者の人格の完成を目指してその成長を促す営みである。このため、その直接の担い手である教員には確たる理念や責任感、子どもに対する愛情、専門的な知識、深い教養などが求められており、絶えず研究と人格の修養に努めなければならない。

教育公務員については、すでに教育公務員特例法第21条第1項に、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」ことが規定されているが、国公立学校の別なく、すべての教員の資質向上を図っていくことが必要であることから、教育基本法において同趣旨を明確にするため「絶えず研究と修養に励む」ことが規定された。

なお、国公立を問わず、教員がその時々で必要な知識・技能を確実に身に付けることは、公教育の充実を図る観点から非常に重要である。このため、第166通常国会において教育職員免許法の改正が行われ、教員免許の更新制が導入されることとなった。これにより、すべての教員が10年に1度、定期的に知識・技能を刷新する中で、不断の研修とあいまってその資質を向上させ、自信と誇りをもって教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることが期待される。

【参考】

○教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

（研修）

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 （略）

○教育職員免許法（昭和24年法律第147号）

（効力）

第9条 普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して10年を経過する日の

属する年度の末日まで、すべての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。次項及び第3項において同じ。）において効力を有する。

2～5（略）

（有効期間の更新及び延長）

第9条の2 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を、その満了の際、その免許状を有する者の申請により更新することができる。

2～6（略）

国会審議の論点 「絶えず研究と修養に励み」と新たに規定した理由

Q 「絶えず研究と修養に励み」と新たに規定した理由は何か。

A1 教員は、教育を受ける者の人格の完成を目指しまして、その育成を促すという大変重要な職務を担うものでございます。近年の社会の大きな変化、あるいは児童生徒の多様化といった実態に的確に対応するためには、教員一人一人の資質の向上が求められているところでございます。一方では、指導力不足教員、あるいは教員による非遵行為などの例もあるわけでございまして、これらに対しても的確な対応が求められているところでございます。

これらを踏まえまして、今回の改正では、現行法第6条第2項に教員についての規定があったわけでございますけれども、この第2項を独立させまして新たに教員の条項を設けまして、教員の使命や職責、身分の尊重と待遇の適正を規定いたしました現行の規定は基本的に引き継ぎますとともに、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励むべきこと、また養成と研修の充実が図られなければならないことを新たに規定しているところでございます。（田中生涯学習政策局長）

←〔平成18年5月31日 衆・教育特委 糸川正晃氏（国民）〕

A2 教員が大変多忙感を持っておったり、あるいはいろいろな疾病にかかられておる、そういうことに関しましてはきちんと手当てをする必要があると考えておりますが、それと同時に、教員の中でも、自分の思いがなかなか子供に伝わらない、自分の教育方法、昔どおりの教育方法では子供がついてき

てくれない、そういう問題を抱えている先生方も結構いらっしゃるのではないかというふうに子どもは認識しておるわけでございまして、そういう先生方のニーズに即した適切な研修の機会が与えられることが非常に重要であろうと思うところでございます。(田中生涯学習政策局長)

←〔平成18年11月6日 衆・教育特委 西村智奈美氏(民主)〕



その身分は尊重され、待遇の適正が期せられる

教員の職務は、児童生徒との人格的な触れ合いを通じ、人格の完成を目指してその成長を促す営みであり、一般の公務員とは異なる特殊性を有している。

また、勤務態様についても、教員の中心的な業務である教室内での授業をはじめ、定型的ではない多様な職務が認められる。

このような教員の職務や勤務態様の特殊性にかんがみ、教員が教育活動に専念できるようにするため、教員の身分が社会的にも制度的にも尊重され、その待遇の適正が期せられるべきことが規定されている。

(身分の尊重)

「身分の尊重」とは、旧法第6条第2項の規定と同様、教員の社会的地位及び制度的地位を重んじることを意味するものである。

特に、学校制度や教員の資格等の制度を整備する国と、学校の設置者であり、給与支給者等としての地方公共団体及び学校法人にあっては、その制度の整備・変更等に当たっては、教員の身分の尊重について十分に配慮する必要がある。

○「身分の尊重」に関する具体的制度の例

| | |
|-------|---|
| 国公私共通 | ○免許制度の策定・改善を通じて教員として必要な資格を制度化。(教員が学校制度上に占める地位を保障) |
|-------|---|